

京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程

(平成25年3月27日達示第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院総合生存学館（以下「総合生存学館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学館長)

第2条 総合生存学館に、学館長を置く。

- 2 学館長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 学館長の任期は、2年とする。ただし、補欠の学館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学館長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 5 学館長は、総合生存学館の校務をつかさどる。

(副学館長)

第3条 総合生存学館に、副学館長を置く。

- 2 副学館長は、総合生存学館の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、学館長が指名する。
- 3 副学館長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学館長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の副学館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副学館長は、学館長の職務を助ける。

(教授会)

第4条 総合生存学館に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学館会議)

第5条 総合生存学館に、学事に関する特定事項を審議するため、学館会議を置く。

- 2 学館会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学館会議が定める。

(専攻及び講座)

第6条 総合生存学館の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

総合生存学専攻 総合生存学講座

(専攻長)

第7条 前条の専攻に専攻長を置き、総合生存学館の専任の教授をもって充てる。

- 2 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(事務組織)

第8条 総合生存学館の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。

(内部組織)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合生存学館の内部組織については、学館長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。